# ■保険料の納付方法

#### ①普通徴収

保険料は、年金天引き(特別徴収)で納付する人を除き、毎年4月から翌年3月末日までの1年分を、7月(第1期)から翌年3月(第9期)までの年9回の納期で納付していただきます。

### <普通徴収の納期>

期	別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納	期限		8月 31日						2月 28日	4月 1日

<sup>※</sup>各期の納期限は、各月の末日(12月は25日)ですが、末日が土・日曜日、祝・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

#### ②特別徴収

次の全ての条件にあてはまる人は、国民健康保険料(以下「保険料」という)を年金から差し引いて納めていただくことになります。

### ○世帯主が国保の被保険者

世帯主が、社会保険や共済組合などの被用者保険 の被保険者である場合や、後期高齢者医療制度の被 保険者である場合は該当しません。

○特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、保険料と介護保険料を合わせた1回当たりの徴収額が、年金1回当たりの支給額の2分の1を超えない。

2分の1を超える場合には介護保険料のみが年金から徴収されることになります。

○世帯内の国保の被保険者の人全員が65~74歳 65歳未満の国保の被保険者がいる場合は該当し ません。

#### <特別徴収の納期>

○今年度から新たに年金天引き(特別徴収)により 保険料を納める人

期別	第1期	第2期	第3期	AW -1			
納期限	7月 31日	8月 31日	10月 1日	徴収月	10月	12月	2月
	普通徴収	又で納付			特別徴収	又で納付	

## ○以前から年金天引き(特別徴収)により保険料 を納めている人

		仮徴収		本徴収			
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	

#### <特別徴収の人が口座振替を希望するときは>

特別徴収を開始する月の3カ月前の月末までに申出書を提出してください。

申し出の際には、印鑑と納入通知書または国民健康保険被保険者証が必要です。新規に口座振替を依頼する場合は、津市市税等口座振替依頼書の依頼者保管用の写し(事前に金融機関で口座振替手続きが必要)も併せて持参してください。

### ■国民健康保険のための所得申告を

国保加入者で、市・県民税の申告または所得税の確定申告をしていないと思われる人に、「平成24年度(平成23年分)国民健康保険所得申告書」を送付しました。提出がまだの人は、収入の有無にかかわらず、保険年金課または各総合支所市民福祉課(市民課)に直接または郵送で提出してください。提出しないと適正な保険料の軽減などの措置や医療給付が受けられないことがありますのでご注意ください。

## ■新しい高齢受給者証の送付

津市の国保に加入している70歳から74歳までの人に、8月から来年7月まで利用できる高齢受給者証を7月下旬に世帯主宛てに郵送します。医療機関等には、国民健康保険被保険者証と高齢受給者証を一緒に提示してください。

※適用される期間は、70歳の誕生日の翌月初日から75歳の誕生日の前日までです。

### ■高齢受給者の自己負担割合

8月以降に病院などにかかったときに窓口で支払 う自己負担割合は、昨年中の所得をもとに判定しま す。

所得区分	負担割合	所得基準			
現役並み 所得者	3割	70~74歳までの国民健康被保険者の うち、同一世帯内に1人でも一定所得 (住民税課税所得が145万円)の人が いる場合			
—般	2割 (平成25年3月31 日までは1割)	上記以外の場合			

現役並み所得者と判定された人であっても、一定の条件を満たす場合は、申請により1割負担へ変更できることがあります。該当すると思われる人には、高齢受給者証と合わせて申請書を送付します。

また地方税法の改正により、平成24年度分からの個人住民税における扶養控除が見直しになりましたが、これにより一部負担金の負担割合が増加することのないよう、課税所得の算定において、調整のための額を控除する特例が設けられました。

# 納付には便利な口座振替を

日ごろ忙しい人やうっかり納め忘れてしまいがちな人のために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。手続きは、市内に支店のある金融機関やゆうちょ銀行で簡単にできますので、保険証または納入通知書と通帳、通帳印(届出印)を持参の上、お申し込みください。

なお、申し込みをされた月の翌月末の納期分の保険 料から口座振替を開始します。